

さつきの里 在宅介護支援センター
運営規定

社会福祉法人 皐仁会

【事業の目的】

第1条 社会福祉法人阜仁会が開設するさつきの里在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業所の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 事業所の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業所は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 さつきの里在宅介護支援センター
- ② 所在地 千葉県白井市笹塚3丁目25番1号

【職員の職種、員数、及び職務内容】

第4条 事業所の勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものと共に、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 1名以上 介護支援専門員は支援サービスの提供に当たるものとする。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

【居宅介護支援事業の内容】

第6条 指定居宅介護支援事業所としての内容は次のとおりとする。

- ① 居宅サービス計画の作成

- ② 要介護認定に関わる申請代行
- 2 利用者からの相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、特別養護老人ホームさつきの里の相談室又は利用者の居宅等とする。
 - 3 サービスを提供するに当たり使用する課題分析票は「包括的自立支援プログラム」方式とする。
 - 4 サービスを提供するに当たり、少なくとも1ヵ月に1回利用者の居宅を訪問し、またサービス担当者会議を開催する毎に、事前に一度以上の居宅訪問を行うこととする。

【利用料等】

- 第7条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。
- （厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること）また、被保険者の要介護認定等の申請に係わる協力についての費用は発生しないものとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ①通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満 540円
 - ②通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上1,080円
（この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること）
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

- 第8条 通常の事業の実施地域は白井市、印西市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市の区域とする。

【事故発生時の対応】

- 第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する支援サービスの提供により事故が発生した時には速やかに各関係市町村担当窓口及び利用者の家族等に必要な連絡を行うとともに、管理者に報告しなければならない。また、利用者等から損害賠償の請求がされたときは、法令の定めに従い速やかにその損害を賠償する。

【苦情処理等】

- 第10条 事業者は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合、迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市等」という。)が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合、改善内容を報告する。

【秘密保持】

第11条 従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後や、従業者の離職後も同様とする。

2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報等を使用する場合、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

【記録の整備】

第13条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結から2年間保存するものとする。

【その他運営についての留意事項】

第14条 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ② 継続研修 月1回

2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人皐仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年8月1日から施行する。